

2 0 2 4 年 度

安全保障輸出管理調査報告書

制度・手続編

2 0 2 5 年 3 月

一般財団法人 安全保障貿易情報センター

CISTEC

はじめに

この1年間、世界の安全保障情勢は引き続き複雑であり、また内外で経済安全保障に関連した規制強化も相次ぐなど、産業界にとって難しい判断・対応が求められました。

世界の状況を俯瞰してみますと、まず本年1月に発足した米国の第2次トランプ政権の動向が注目されるところです。

アメリカ第一主義が前面に出され、その政策や大統領自身の言動が世界を大きく揺り動かす状況になっています。米中関係がどうなるのか、ロシアによるウクライナ侵攻の行方がどうなるのか、中東情勢がどうなるのか、更には同志国であるはずのEU等との関係がどうなるのか、いずれも予測が困難で、バイデン政権下の状況とは大きく変わり、不透明性、不確実性が高まっているように強く感じられます。

トランプ政権は関税を武器に米国の優位性を取り戻し、製造業の回帰・強化を指向し、それらの関連措置を先行させていますが、1月20日に公開された「アメリカ・ファースト政策」では、輸出管理に関する評価検討の指示も大きな柱となっています。そこでは、輸出管理体制につき、戦略上の敵対者・地政学的ライバルその他の国家安保等の考慮すべき動向を踏まえて修正を助言するよう所管省庁に求めています。具体的には、米国の技術的優位性の維持・獲得・強化方法、既存の輸出規制の抜け穴の特定と排除方法、輸出管理措置の外国による遵守奨励メカニズムの評価等が課題として示されています。評価を踏まえた提言は、4月1日までに提出することとされており、その内容によって、具体的な政策が見えてくるものと思われます。

政権の主要メンバーには対中強硬派が多く、米国識者等からは対中規制強化はAIや半導体等の分野にとどまらず、「Small Yard High Fence」の考えを変えるのではないかという指摘も出てきており予断を許しません。従来よりも更に広範な強い規制が発動されることになるのか注視する必要があると思われます。

中国においては、輸出管理法や反外国制裁法、輸出禁止・輸出制限技術リスト等の国家安全法制が整備され、それらに基づき、鉱物資源を含む重要物資や技術、重要データの輸出、海外移転について規制をかける動きが強まっています。

輸出管理法に基づく再輸出規制を米国並みに運用できる法整備もなされ、米国の防衛関連企業や、中国と競合する米国企業等に対して中国原産品に係る再輸出規制も含めて禁輸措置を発動するなど、我が国を含む西側諸国の国際サプライチェーンにも大きな影響を及ぼしつつあります。従来の対抗・報復措置は、どちらかと言えば象徴的なものでしたが、相手に痛みを与えるような実効的なものに移行しつつあります。

その中で、米国規制により中国企業を差別的に扱ったことを理由として、独禁法も含めて企業にペナルティを科す動きが出てきており、日本企業も米・中間の板挟みとなる局面が生じる可能性が懸念されるところです。

また、データ安全法や改正反スパイ法、改正国家秘密保守法等により、輸出管理関連情報

を含めてビジネスに必要な通常の経済データ、企業データの入手も難しくなるなど、ビジネス環境上の制約が増してきています。

また、ロシアによるウクライナ侵攻に対しては、G7 諸国など主要国が一致して前例のない広汎な制裁を集中的に講じてきました。迂回輸出によりロシアの武器等に利用されている **Common High Priority List** を作成し、西側諸国から第三国経由の迂回防止策も実施し、更なる制裁の効果を高める措置をとってきました。

しかしながらトランプ政権は発足直後から、ロシア・ウクライナ停戦に向けて従来とはまったく異なるアプローチを取る動きを進めつつあり、EU 主要国に対する批判も繰り返すなど、これまでの G7 ベースでの西側同志国連携による対応が継続できるのか、不透明さが増してきています。

その他、中国、北朝鮮の核ミサイル能力の拡大、ロシアと北朝鮮の軍事同盟締結及びイラン、中国等との関係強化などのほか、中東情勢についても、パレスチナのガザ地区を巡る混乱やシリア政権崩壊に伴う情勢の変動なども、国際的な安全保障面での影響が注視されるどころです。

これまで、各国とも産業・技術基盤の強化や同盟国・同志国間のサプライチェーンの構築など、経済安全保障に関する取組を強化しているところであり、我が国においても、昨年経産省の組織改編により、貿易経済協力局が「貿易経済安全保障局」に改組されています。

加えて、昨年 4 月の安全保障輸出管理に関する産構審小委員会の提言を受けた諸施策が、CISTEC の関係委員会とも密な意見交換を経て整備されてきています。技術管理強化のための官民対話スキームの構築は対外投資規制の側面もありますし、通常兵器キャッチオール規制の客観要件の拡大、国際レジームを補完する加盟国連携による合意や、半導体製造関連等の特定の技術を保有する同志国間での協議に基づく規制も追加されるなど、輸出管理対象としてカバーする必要がある範囲が従来よりも大きく広がってきました。

今年度の総合部会の活動はこのような状況下で行われました。特に、産構審小委員会の提言を受けた技術管理強化のための官民対話スキームの新設や通常兵器キャッチオール規制強化の過程において産業界からの意見を提出し、また、産業界の自主管理の合理化を働きかける取組を進めてまいりました。米欧アジア各国の法制度は継続して調査し、欧州・アジアミッションの派遣により、規制条文の裏にある当局の思いを掘り出すこともできました。CISTEC の情報発信についても助言を行い、実現させています。

本報告書は 1 年間にわたるそうした委員会活動の内容をまとめたものであり、各企業の輸出管理の参考となれば幸いです。今後も輸出管理を取り巻く国内外の環境の変化は一層激しいものになることが予想されますが、官民の適切な役割分担の下に、我が国産業界のニーズを反映した部会活動を積極的に推進していく所存です。

最後にあらためて、部会活動にご尽力頂いた総合部会及び専門委員会、分科会の委員並びに我々の活動にご指導とご協力を頂いた経済産業省の皆様に対して厚く御礼申し上げます。

2025年3月6日

安全保障輸出管理委員会

総合部会 部会長 三原 隆正

第1章 総括

1. 総合部会の活動方針

総合部会の今年度活動方針および主要課題は、2024年6月4日にハイブリッド方式で開催された第1回会合において、以下のように合意された。

1. 1 基本方針

最近の世界の安全保障情勢は、引き続き激動が続いており、一層複雑で不透明な状況となっている。

ロシアによるウクライナ侵攻は3年目に入り、G7諸国など主要国が一致して前例のない広汎な制裁をロシア・ベラルーシに対して講じてきたが、その実効性が問われている。今後も引き続き西側諸国によるウクライナ支援は継続される見通しとなったが、今後も厳しい状況が続くものと思われる。

そのような中で、最近ではロシアの武器製造に寄与している可能性の高い西側の電子部品の第三国経由の迂回輸出をいかに防ぐかにも注目が集まっている。ロシアとイラン、中国、北朝鮮等との関係強化の懸念も生じている。ロシアを支援することになる取引決済を担う非米国金融機関への制裁の動きもみられ、今後も制裁や輸出規制の拡大の可能性に注意を払う必要がある。

また、中東では、パレスチナのガザ地区でのイスラエルとハマスとの対立・交戦による緊張が、関係する主要国の利害が交錯し、複雑な情勢となっている。

北朝鮮の核・ミサイル開発も、数多くの実験が継続する等その脅威は増大しているが、国連安全保障理事会の常任理事国であるロシアや中国、更にはイランとの連携の動きも顕在化しているほか、国連の北朝鮮制裁委員会の専門家パネルの活動が停止する事態になっているなど、懸念される状況となっている。

台湾に関しても、民進党政権が発足したが、中国による圧力が増し、台湾周辺海域での軍事演習や南シナ海（公海）での管轄権主張など、従来以上に緊張が高まっている。

他方、中国においては、輸出管理法やデータ安全法、輸出禁止・輸出制限技術リスト等に基づき、重要物資や技術、重要データの輸出・海外移転について規制をかける動きが強まっており、我が国を含めたサプライチェーンに影響を及ぼしつつある。また、輸出管理関連情報を含めてビジネスに必要な情報が取りにくくなり、施行された改正反スパイ法や改正国家秘密保守法等、「総体国家安全観」に基づく規制が行われ、ビジネス環境への懸念が増している。香港においても、香港基本法に基づく新たな国家安全維持条例が異例のごく短期間の審議で成立し、中国本土並みの国家安全法制が適用されることとなった。

このような非常に混迷を深める安全保障を巡る国際情勢を踏まえ、各国とも産業・技術基盤の強化や同盟国・同志国間のサプライチェーンの構築など、経済安全保障に関する取組を強化している。

米国では、トランプ政権以降、軍民融合や人権侵害、力による現状変更等の動きを強める中国に対して、禁輸や金融制裁などの措置を多々打ち出してきた。バイデン政

権でも中国との対話を指向しつつも、” Small yard High fence ” との考え方の下、半導体関連や新興技術などを中心に嘗てない厳しい規制強化措置を打ち出している。また、再輸出規制や金融面からの規制拡大の動きが目立ってきている。米国議会は超党派で中国に対する強硬姿勢を一層強めつつある。次期大統領選も睨み、予断を許さない状況となっている。

我が国においても経済安全保障推進法に基づく一連の措置が具体化され、直近ではセキュリティ・クリアランス制度の整備に関する法案が国会で成立した。

経済産業省においては、令和 6 年度の改革で現在の貿易経済協力局が改組され、「貿易経済安全保障局（仮称）」となる予定と発表されている。

輸出管理に関しては、去る 4 月 24 日に産業構造審議会・安全保障貿易管理小委員会の中間報告が公表されたが、「戦後最も厳しく複雑な安全保障環境」との認識の下、重層的な同志国連携、補完的規制や技術管理の強化など、当面の喫緊の課題への対応のための措置の提言とともに、従来型の不拡散型管理の実効性の検証と抜本的検討、刻々変化する状況を踏まえた新たな貿易管理のあり方の検討、外為法の目的や制度体系のありべき姿の検討など、今までにない踏み込んだ提言が出されたところである。現在、輸出管理は大きな転換期に立っていることがひしひしと感じられる。

今年度は、この提言に基づく制度改正が見込まれるが、その際、産業界としては、明確性、予見可能性、レベルプレイングフィールド原則、実効性・効率性の確保といった基本的な諸点が確保されるよう求めていく必要がある。

当部会としても、以上のような環境認識と課題意識をしっかりと共有し、以下の主要課題に取り組む。

これらの状況を踏まえて、昨年度の当部会の成果等に基づき、以下の主要課題に積極的に取り組む。

1. 2 主要課題

(1) 我が国の輸出管理のあり方の検討および提言

1) より明確で適切な輸出管理を行うための調査・提言等

2024 年 1 月に輸出管理のあり方専門委員会と制度専門委員会の両委員長名で経済産業省安全保障貿易管理政策課へ提出した「安全保障輸出管理の制度・運用のあり方について（包括的要望書）」にもとづき、産業構造審議会 安全保障貿易管理小委員会の中間報告を検証し、法改正までのプロセスで適切な提言を行うための検討を行う。

また、安全保障貿易管理小委員会で取り上げられなかった課題認識については継続して検討し、いつでも経済産業省との協議に即応出来るように、普段から最新の動向に目配りしながら議論を重ね、経済産業省への提言内容を練り上げていけるような活動を目指す。

(2) 適正な自主管理のあり方の検討

自主管理のあるべき姿、すなわち高度な輸出管理レベルと管理工数の低減を両立させ、かつ、国際競争力も十分に維持し我が国の国益に直結する企業等における自主管理の方法を明確化していく。

従来にも増して複雑化する安全保障環境や規制に対応するための適正な自主管理のあり方について、事例を通じて、委員同士で検討・意見交換するとともに、経済産業省との意見交換会を開催して行政に対し適切なサービスを要望していく。

特に、2024年度は、企業等の現状の課題認識に関する議論に加えて、産業構造審議会安全保障貿易管理小委員会から提言された「補完的輸出規制の見直し」、「技術管理強化のための官民対話スキームの構築」等に関連した法制度見直しが予想されるため、これらについても自主管理の観点からの課題について議論し、他の専門委員会・分科会と連携して経済産業省と意見交換を行う。また、これらを自主管理規則等に実装するために、テーマに応じて有識者によるワーキンググループ(WG)を開催し「自主管理関連のガイダンス」作成等の活動を推進する。

(3) 自主管理に真に役立つ安全保障貿易管理情報及びそのあり方の検討と提言

昨年度から「CISTEC ホームページに関して、わかりやすく探しやすい」をコンセプトにメンバー全員参加型活動で改善を継続実施している。

今年度からは、メンバー全員参加型の活動を継続し、衆知を集めることで、安全保障貿易管理情報提供サービスが広範な利用者に一層、わかりやすく探しやすい、そして、役立つものとなるよう更なる総合データベース活用の改善策を提言・推進していく。

(4) 輸出管理制度、手続の合理化、簡素化のための調査、検討、要望

1) 経済産業省への提言

- ・産構審中間報告で見込まれる法令改正（補完的輸出規制の見直し、技術管理強化の為の施策、他）への影響検討、必要に応じて提言を行う。
- ・期初アンケートの意見について検討を行い、必要に応じ提言を行う。

2) 法令等の合理化の検討・要望

- ・技術の定義等の明確化、等
- ・技術提供に係る規制の合理化
- ・「みなし輸出」管理、等について検討を行い、必要に応じ提言を行う。

3) 経済産業省へ提出済み要望書のフォロー

主な要望書：

- ・「需要者のあり方に関する要望書」
- ・「通常兵器キャッチオール規制に関する諸問題」及び「安全保障輸出管理制度・運用のあり方について（包括的要望書）」(※)

(※)・・・フォロー体制については輸出管理のあり方専門委員会と連携し最適な体制のもとこれを推進する。

4) 委員間での情報共有及び課題・問題の掘り起こしと明確化

○アンケート結果に基づく検討項目

- ・NACCSによる許可申請手続きに関する改善要望
- ・技術提供に関する運用上の課題の解消、および実例の共有化
- ・技術提供管理事例のまとめ（昨年活動の継続）

5) ガイダンス、マニュアル等の法令改正への対応及び整備・充実

- ・今年度実施される法令改正等について検討を行い、必要に応じ、改正内容を反映した改訂版を発行する。
- ・昨年度取り組んだ「企業における特定類型該当者への対応ガイドライン」の追加等、改訂について検討する。

(5) 国際交流の推進、および海外法制度の調査・分析

東西冷戦の終結後に形成された輸出管理の枠組みにおいては、世界の安全と平和に向けて、懸念国による大量破壊兵器の開発や地域紛争・テロ活動の防止を主な目的とし、国際輸出管理レジーム、国連安保理等を通じて国際社会共通の規制・ルールが定められてきた。

然し乍ら、ロシアによるウクライナ侵攻や米中対立等、今般の国際情勢を背景に、各国においてこれまでになく規模・スピードで輸出規制の強化・拡大が行われていることに加え、特定国・企業への制裁、技術優位性の確保、経済安全保障の取組、人権侵害・抑制の防止等を含め、国家の戦略・政策の為に輸出規制が利用され、また価値観を共有する同志国、或いは技術保有国による機動的な管理体制が新たに検討・創設されている等、輸出管理の目的・枠組みが多様化し、輸出規制・制度も複雑化しつつある。

斯かる状況下においては、日々変化する欧米・アジア主要国をはじめとする海外各国の輸出法令・管理制度、並びにその動向・運用状況を適時・的確に把握することが不可欠である。併せて、欧米・アジアでの国際対話により、政府当局の方針・政策や産業界の見解・対応等への理解を深め、経済産業省等の本邦輸出管理当局へのフィードバック・提案等を通じて、輸出管理の国際ハーモナイゼーションを高め、日本企業の負担軽減やレベルプレイングフィールドの確保に繋げていくことが重要となる。

これらの対応として、5つの分科会にて、以下のとおり活動を行なう。

1) 欧米対話分科会

2) アジア対話分科会

輸出管理制度に関する多国間協調が進む中、国際交流分科会活動を行う目的は、米・欧・アジア主要国をはじめとする海外各国の輸出管理当局、産業団体、企業、研究機関等との交流を図り、輸出管理制度に関する相互理解を深め、延いては、輸出管理制度の国際的なハーモナイゼーションの促進に貢献することにある。

両分科会は、過去20年を超える長きに亘り米国・欧州への調査ミッション、更に2015年度以降はアジアへの調査ミッションも毎年実施し、直接対話・意見交換を重ねてきた。その結果、米・欧・アジアに貴重な交流基盤を築き上げ、今やCISTECの存在は国際的にも認知度が高まっている。

両分科会としては、これまでの活動で築いた交流基盤を最大限活かすことによって、国際的なハーモナイゼーションの実現、並びに日本の輸出管理制度改善に益々貢献していきたい。その為には、米国・欧州・アジアへの訪問を継続し、国際交流を更に深化させることを当分科会における活動の基本とする。

3) 米国輸出管理法制度分科会

4) 欧州輸出管理法制度分科会

5) アジア輸出管理法制度分科会

世界各国の輸出管理法制度は、国際輸出管理レジーム等を通じて国際間のハーモナイゼーションの促進が図られているとはいえ、その国情、歴史的背景、地域的背景等があり、実際の輸出管理は各国固有の法制度の下で行われている。更には、それら法制度もその時々国際政治や安全保障環境等に応じて変化している。

また、我が国産業界にとって、経済活動のグローバル化による世界との結びつきが益々強まる昨今の事業環境においては、海外現地法令の動向をタイムリーに把握し、各国輸出管理法制度の内容と運用の実態を継続して調査する重要性は高まるばかりである。

よって、米国、欧州及びアジア輸出管理法制度分科会では、主要各国の輸出管理法制度及び運用実態に関する調査・分析を定期的且つ継続的に実施する。また調査・分析結果をとりまとめるうえ、その成果を「輸出管理ガイドンス」として発行し、我が国産業界の活動に資するものとする。

2. 総合部会の活動成果

以下は、2024年度の輸出管理のあり方専門委員会、制度専門委員会、国際関係専門委員会の活動成果を総括したものである。

2. 1 制度検討・提言及びその成果

本年度も各専門委員会において、我が国の規制・手続に関してそれぞれの立場から、各種の合理化・簡素化提言活動を行った。以下に概略を示す。

(1) より明確で適切な輸出管理を行うための調査・提言等（総合分科会）

「不拡散型輸出管理」が転換期を迎える中、政府において制度・運用の見直しが行われている。2024年4月「産業構造審議会 安全保障貿易管理小委員会 中間報告」に対する産業界の意見を把握するため、6月上旬に総合分科会委員と自主管理分科会委員を対象にアンケートを実施した。アンケート結果については、安全保障貿易管理政策課、安全保障貿易審査課、安全保障貿易管理課、および安全保障貿易検査官室にメールで報告した。

6月27日、第1回総合分科会では、安全保障貿易管理課よりアンケート結果に対するコメントをいただいた。

第1回総合分科会の内容を念頭に置きながら、2024年度の活動を以下の通り進めた。

1) 「補完的輸出規制の見直し」に関する活動

10月から12月にかけて「経済産業省との協議WG（委員と経済産業省との意見交換）→総合分科会（委員同士での意見交換）→経済産業省との協議WG（委員と経済産業省との意見交換）」という流れで議論を進めた。法令に基づき、産業界が明確に判断できるよう、以下の点について議論を重ねた。

- ・高リスク品目の指定
- ・通常兵器キャッチオール規制の客観要件に係る手続フロー図の明確化
- ・外国ユーザーリストの機微度
- ・手続き合理化（通常兵器キャッチオール規制に係る包括許可の適用）における適用範囲の明確化

その結果、総合分科会の意見が反映され、2025年1月31日、「外国為替令等の一部を改正する政令案等（補完的輸出規制等）に対する意見募集」に至った。

施行についても「公布後6月」と総合分科会の意見が反映された。

総合分科会でのこれまでの議論を踏まえ、3月1日にCISTECとして経済産業省へ意見を提出した

2) 「技術管理強化のための官民対話スキームの構築」に関する活動

2024年9月、「経済産業省との協議WG（委員と経済産業省との意見交換）→総合分科会（委員同士での意見交換）」という順で議論を進めた。

2024年9月6日、経済産業省 貿易経済安全保障局 経済安全保障政策課技術調査室と貿易管理部安全保障貿易管理課より「貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部を改正する省令

(案)等】【技術管理強化のための新たな官民対話スキームの構築】に対する意見募集に関する公示があった。CISTEC から 2024 年 10 月 5 日までに経済産業省へ 49 件の意見（パブリックコメント）を提出した。

2025 年 1 月 31 日、経済産業省 貿易経済安全保障局より「外国為替令等の一部を改正する政令案等（補完的輸出規制等）に対する意見募集」の中で「(3)技術管理強化のための官民対話スキームに係る対象技術の追加」があり、3 月 1 日に CISTEC として経済産業省へ意見を提出した。

3) 「機動的・実効的な輸出管理のための重層的な国際連携」に関する活動

アンケート実施後、総合分科会として具体的な活動は行っていないが、1)、2)の法令改正において、日本企業の自主管理における対応に差が生じないように制度の透明性・公平性が重要であるのと同時に、海外の同業者とのレベルプレイングフィールド確保が重要であるため、今後、適切なタイミングで経済産業省と意見交換を行っていく必要がある。

4) 「安全保障上の懸念度等に応じた制度・運用の合理化・重点化」に関する活動

自主管理分科会や他の分科会のテーマであるため、アンケート実施のみで、総合分科会としてはこれに関する具体的な活動は行わなかった。

(2) 自主管理の課題と対応策に関する意見交換（自主管理分科会）

アンケート結果に基づき、委員同士で意見交換を実施（第 2 回、第 3 回）し、経済産業省 安全保障貿易検査官室にメールで報告した（6 月 26 日）。

「2024 年 4 月産構審安保小委中間報告に関するアンケート項目」の活動は以下の通りである。

1) 「補完的輸出規制の見直し」に関する活動

2025 年 1 月 31 日、経済産業省 貿易経済安全保障局より「外国為替令等の一部を改正する政令案等（補完的輸出規制等）に対する意見募集が公示された。

自主管理分科会では、企業の自主管理への実装の観点から委員の意見をまとめ、総合分科会に報告し、3 月 1 日に CISTEC として経済産業省へ意見を提出した。

2) 「技術管理強化のための官民対話スキームの構築」に関する活動

2024 年 9 月 6 日、経済産業省 貿易経済安全保障局 経済安全保障政策課技術調査室と貿易管理部安全保障貿易管理課より「貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部を改正する省令（案）等】【技術管理強化のための新たな官民対話スキームの構築】に対する意見募集が公示された。

自主管理分科会では、第 4 回分科会（2024 年 9 月 26 日）において委員同士で意見交換を行い、「事前報告の対象となる行為類型」の明確化に関する意見をまとめ、総合分科会に報告し、CISTEC として経済産業省に意見を提出した（2024 年 10 月 4 日）。

本意見については、「Q&A 等の充実を図る」旨の回答を得た。

また、経済産業省の意見公募結果の公示前に、自主管理分科会委員の関心事項である「自主管理における対応方法」、「CP への反映の必要性」について意見交換した（第 5 回分科

会 2024 年 10 月 15 日)。同内容については、経済産業省の意見募集結果公示にも含まれており、委員間の意見交換における「必ずしも CP に反映させる必要はない」との認識と一致していることを確認した。

これらの結果をもとに「自主管理における対応方法」について、経済産業省 安全保障貿易検査官室と意見交換（第 8 回分科会 2024 年 12 月 9 日）を行い、「必ずしも CP に反映する必要はない」、「CP とは別の規程で事前報告漏れがないように管理することでよい」旨を確認した。

その後、具体的な対応事例に関して委員同士で情報交換、相場観を確認した（第 9 回分科会 2024 年 12 月 25 日）。

2025 年 1 月 31 日、経済産業省 貿易経済安全保障局より公示された「外国為替令等の一部を改正する政令案等（補完的輸出規制等）に対する意見募集」の中で、「(3)技術管理強化のための官民対話スキームに係る対象技術の追加」があるが、本件についても自主管理分科会委員の意見をまとめ、総合分科会に報告し、3 月 1 日に CISTEC として経済産業省へ意見を提出した。

3) 「機動的・実効的な輸出管理のための重層的な国際連携」に関する活動

アンケート実施後、自主管理分科会として具体的な活動は行っていないが、1)、2) の法令改正において、日本企業の自主管理における対応に差が生じないように制度の透明性・公平性が重要であるのと同時に、海外の同業者とのレベルプレイングフィールド確保が重要であるため、引き続き委員同士で意見交換・事例共有するとともに、官民対話を促進する。

4) 「安全保障上の懸念度等に応じた制度・運用の合理化・重点化」に関する活動

2024 年 4 月の「産業構造審議会・安全保障貿易管理小委員会 中間報告」の「安全保障上の懸念度等に応じた制度・運用の合理化・重点化」の内、「内部管理体制や保有機微技術、輸出実績を踏まえ、立入検査を重点化」について、経済産業省 安全保障貿易検査官室と意見交換を行った（第 8 回分科会 2024 年 12 月 9 日）。

2025 年 1 月 31 日、経済産業省 貿易経済安全保障局より公示された「外国為替令等の一部を改正する政令案等（補完的輸出規制等）に対する意見募集」では、「(2)輸出管理に係る制度・運用の合理化 ① CL (チェックリスト) の見直し」が含まれており、第 8 回分科会における意見交換内容も反映されている。

自主管理分科会では本件に関する意見を取りまとめて、3 月 1 日に CISTEC として経済産業省へ意見を提出した。

(3) 自主管理の相場観の確認（自主管理分科会）

アンケート結果の中で、自主管理分科会委員の関心が高いテーマについて、16 社から事例紹介を行い委員同士で議論を行った（第 2 回、第 3 回）。

1) 自主管理の適正化

- ・第 4 回分科会：海外子会社指導、みなし輸出管理（4 社の事例）

子会社指導に関する制度が強化される中、特に海外子会社指導について委員の関心が高く、事例をもとに相場観を確認した。また、2023 年度までの活動成果として、

2024年7月に発売した「海外拠点のための安全保障貿易管理ガイドンス」について紹介した。

2) 自主管理の合理化

- ・第5、6、10回分科会：リスクベース・アプローチによる濃淡管理（7社の事例）
- ・第7回分科会：輸出管理システムに関する課題（3社の事例）
- ・第9回分科会：管理の平準化、業種・業態・規模に応じた適正管理（1社の事例）

安全保障環境変化に伴い、企業の自主管理の負担が増大する中で、適切な管理を継続するための合理化施策について、事例をもとに情報交換した。リスクベース・アプローチによる自主管理制度の濃淡管理（権限移譲、包括的な審査等）、ITシステムを活用した効率化等、企業の事業内容や規模に応じた複数の合理化事例を紹介し、相場観を確認した。

3) 安保情勢変化/業務環境変化に伴う自主管理

- ・第10回分科会：課題認識・情報（1社の事例紹介）

安全保障情勢や業務環境の変化に伴い、企業に求められる自主管理も従来のリスト規制を中心とする不拡散型輸出管理から拡大しており、HSコード等で指定される汎用品の管理、人権/環境等のサステナビリティ課題、経済安全保障における重要物資の管理等の新たな規制・要求への対応について、課題認識と事例を共有した。これら課題に関する情報収集・分析・対策のため、従来の輸出管理の効率化が必要となるため、引き続き情報交換を行う。

4) その他

- ・第11回分科会：立入検査結果、外為法違反事例に関する経産省との意見交換
2024年12月13日に経済産業省のHPに掲載された「令和5年度（2023年度）外為法違反事例について」及び「令和5年度（2023年度）法令遵守立入検査結果について」に関して、経済産業省 安全保障貿易検査官室に質問し回答いただき、企業の輸出管理業務の改善、輸出管理体制の強化のための注意点について情報共有した。

(4) 自主管理のためのガイドンスの作成（自主管理分科会）

2024年度は、法令改正時期を踏まえ、自主管理規則（CP/ICP）に関連するガイドンスの作成や見直しは行わなかったが、2025年度活動として検討を進める。

(5) 自主管理に真に役立つ安全保障貿易管理情報及びそのあり方の検討と提言 (安全保障貿易情報分科会)

自主管理に真に役立つ安全保障貿易管理情報及びそのあり方を検討するため、6月にアンケートを実施した。

分科会出席委員から回答内容の説明を行い、分科会内で回答内容の共有をした。

(6) CISTEC 総合データベース等にかかわる改善 (安全保障貿易情報分科会)

「CISTEC HP 検索機能の活用」について改善要望案(3つ)及び活用事例(6つ)を分科会内で共有した。

改善要望案3つのうちの1つ「検索対象の枠に全チェック ボタン及び全クリア ボタンを設けて欲しいという要望書」を CISTEC に提出し、2024 年度内に全チェック ボタン及び全クリア ボタンを実装することができた。

活用事例に関しては、「できるだけお金をかけずに、知恵と工夫によって改善を実施」という方針を分科会内で共有し、検索機能の使い方のノウハウ集 (活用事例) を作成し、HP に掲載する予定である。

(7) CHASER 情報にかかわる改善 (安全保障貿易情報分科会)

取引先スクリーニングにおける IT 活用事例の紹介を行った。

各委員からのアンケート回答 (32 件) についての対応内容を主査が説明を行い、分科会内で対応内容の共有をした。

(8) 輸出管理のあり方専門委員会委員と傘下 3 分科会委員を対象にした勉強会 (輸出管理のあり方専門委員会・総合分科会・自主管理分科会・安全保障貿易情報分科会)

「輸出管理のあり方専門委員会」主催で「委員会委員及び各分科会の委員」を対象として、「今後の輸出管理のあり方」の検討につながる勉強会を開催し、CISTEC から説明を行った。

- ・「狙われる先端技術情報の現状について」(6月)
- ・「米中経済安全保障調査委員会 (USCC) 2024 年 年次報告書の超訳について」(2月)

企業の自主管理においても、安全保障環境変化に伴って管理対象・範囲が拡大していく中、今後の各国規制発動の端緒となる政策情報等の共有は貴重な機会となった。

(9) 輸出管理制度、手続の合理化、簡素化のための調査、検討、要望

1) 経済産業省への提言

パブリックコメント「技術管理強化のための新たな官民対話スキームの構築について」意見提出 (役務分科会)

9月5日公表のパブコメ募集「技術管理強化のための新たな官民対話スキームの構築について」に対し、役務分科会において CISTEC より改正案の解説を行い (制度・手続分科会も同時開催)、意見をとりまとめ、経済産業省に提出した。

NACCS 関連問題点、改善点の検討、要望とりまとめ (制度・手続分科会)

数年に亘り、期初アンケート等にて NACCS 関連の問題点、改善を求める意見が多数ある為、NACCS 関連要望検討 WG を設置し、改めて最新の状況を確認、整理し

た上で、要望提出に向けた検討を実施。経済産業省に提出した。

2) 法令等の合理化の検討・要望への対応

輸出管理制度・運用の課題についての検討 (制度・手続分科会)

「特例」「包括許可」を切り口とし、国際比較（特に EAR）を契機とすることで「輸出管理制度・運用の合理化」について、見直し要望に繋げる活動を行った。期中アンケートで収集した意見について有志委員を中心として文案を作成し、要望として整理を行った。現状の要望事項のポイントとしては、相対的に機微度・懸念が低いと考え得る取引類型に分類、今後、具体的な提言に向けた活動に移る。

3) 経済産業省へ提出済みの要望書のフォロー

「防衛装備移転に係る手続き的環境整備に向けた課題について（要望）（その2）」 (防衛装備移転手続等対応 WG)

2022年度要望書のフォローアップについては、経済産業省と意見交換を行い、論点を整理したうえで、2025年1月に、再度、要望書を提出した。

(10) 委員間での情報共有及び課題・問題の掘り起こしと明確化

1) アンケート結果に基づいたテーマに関する情報共有、意見交換 (役務分科会)

期初アンケート結果では、技術提供管理に課題があるとする企業・団体が多いことを踏まえて、包括的技術提供管理検討WGにおいて疑問点、困っている点およびうまく運用できている事例を共有いただいた。(4回のWGにて7社より事例紹介)

特に困っている点については問題解決の参考になるようにWGにて十分な意見交換及び検討を行い大変有意義であった。

2) 「みなし輸出管理」(外国法人への役員兼務就任について、他)について

(役務分科会)

みなし輸出管理検討WGにおいて、外国法人への役員兼務就任や、国内親子会社間の出向者からの誓約書の取得など各社のお困りごとについて具体例を通じた活発な意見交換が行われた。みなし輸出管理Q&Aの改訂等を含めた除外規定の適用を広げるような緩和についても議論したが、現時点で各企業において実際のビジネスインパクトが生じた事例が少なく、今後その実態等を踏まえた継続議論を行うことになった。

また、メンバー共通の関心事である、経産省の立入検査の際のみなし輸出管理に関する確認状況についても、情報共有を行なった。

(11) その他(他の専門委員会との連携)

1) 生成AIサービスの利用に関する解釈を経済産業省に確認し、CISTEC ジャーナ

ルにて周知

(役務分科会)

生成 AI サービスの利用に関し、2023 年度のコンピュータ分科会との意見交換結果を踏まえ、経済産業省に法令上の解釈は、ストレージサービス利用と同様でよいことの確認をした上で、CISTEC ジャーナル（2025 年 1 月号）に掲載し、周知を行った。

2. 2 国際交流

(国際関係専門委員会)

(1) 欧米対話分科会

欧州ミッションにて、ベルギー・英国・ドイツ及びオランダにて各種会合を実施。同ミッション全体を通して、①対ロシアでは地政学リスクを抱える中で制裁厳格化の方針に変更は無い一方、対中国では高い経済的依存度や米トランプ政権発足による不確定要素を課題と認識していること、②人権侵害を防止する為のデューデリジェンス義務化や輸出入規制導入が着実に進捗しつつあること、③国際輸出管理レジームをベースに輸出管理を進める方針は不変なるも、EU加盟27か国による意見集約の難しさ等を背景に同志国連携による独自規制の補完的活用が進められていること、④「欧州経済安全保障戦略」の具体的な進展・成果にはもう少し時間を要すること、⑤中国輸出管理法・新条例の施行に対しては中国当局の執行能力見極めも含めて動向注視していく方針であること、等を理解でき、非常に有意義な成果を得られた。

ミッション各会合の成果については、2025年1月開催のオンライン報告会で成果概要を説明し、委細にわたる報告書はCISTECジャーナル2025年1月号に掲載した。

(2) アジア対話分科会

今年度はオーストラリアを訪問し、①輸出管理当局であるオーストラリア国防省・国防輸出管理局、②著名なシンクタンクであるオーストラリア戦略政策研究所：Australian Strategic Policy Institute (ASPI)、との会合を行った。

オーストラリア国防省との会合では、輸出管理に携わる関係者の内、国際交流や日本との協力を担当する方々と意見交換を行い、また税関での輸出入管理や出入国手続きを行う内務省の係官とも面談する等、限られた時間ながら密度の濃い会合を実施できた。

オーストラリア戦略政策研究所 (ASPI)は、安全保障や外交政策の立案・意思決定に資する情報、並びに経済安全保障時代の輸出管理に有用な情報を分析・発信する政府系シンクタンクであり、CISTECより事前提出した質問に丁寧に回答頂いた。また米トランプ政権発足を踏まえ、アジア・太平洋地域の安全保障に関する各研究員の示唆に富む意見もうかがうことができた。

これらの会合成果について、2025年3月開催のオンライン報告会で成果概要を説明し、委細にわたる報告書はCISTECジャーナル2025年3月号に掲載する。

2. 3 海外法制度の調査・研究活動の成果等 (国際関係専門委員会)

(1) 各国法制度の調査

本年度も米国、欧州、及びアジアの3地域の主要各国における法制度の動向を調査した。各委員の努力が実り、各国毎の調査結果を「輸出管理ガイダンス」として発行する。

1) 米国輸出管理法制度分科会

頻繁に発出される米国法制度改正を踏まえて、参加委員で分担して動向を分析した。特に、①同志国連携に鑑みた先端技術品目規制、②ロシア・ベラルーシ制裁、③対中半導体規制の継続的強化、④その他懸念国への規制・制裁、等のテーマに着目し、分析を基に情報共有・意見交換を行った。斯様な取組を反映して「輸出管理ガイダンス・米国版」改訂を実施。

また今年度も EAR 違反制裁事例分析や委員企業における輸出管理実例の共有を行った。

2) 欧州輸出管理法制度分科会

継続調査を行っている EU 及び3カ国(英・独・蘭)を対象として、其々の輸出管理制度及び運用実態に関わる主要動向につき、参加委員で分担して分析した。また対中国・ロシア規制、対内直接投資規制等の輸出管理の周辺動向にも注視し、委員同士で情報交換を行った。

斯様な取組を反映して「輸出管理ガイダンス・欧州版」の改訂を実施。章立てや用語等を統一して各国制度を比較しやすくする等、読み手に取って利便性の高いガイダンスに仕上がるよう工夫した。

3) アジア輸出管理法制度分科会

昨年度までと同様に計14ヶ国・地域(中国・香港・台湾・韓国・マレーシア・フィリピン・タイ・シンガポール・ベトナム・インドネシア・インド・オーストラリア・ニュージーランド・UAE)を対象として、参加委員で分担して国・地域毎の調査チームを編成。それぞれのチームで継続的に各国輸出管理当局の発信情報等を注視し、最新動向を整理した。

斯様な取り組みを反映して「輸出管理ガイダンス・アジア版、中国版」の改訂を実施。

3. 総合部会の今後の課題

(1) 我が国の輸出管理制度・手続の適正化、合理化のための調査、検討及び提言

- 1) より明確で適切な輸出管理を行うための検討・提言

(輸出管理のあり方専門委員会)

- 2) 経済産業省への提言

- 3) ガイダンス・マニュアルの改訂

(以上 2)～3) 制度専門委員会)

(2) 企業の輸出管理の適正化・効率化のための検討並びに支援

(輸出管理のあり方専門委員会)

- 1) 適正な自主管理のあり方の検討

- 2) 「産業構造審議会 安全保障輸出管理小委員会 中間報告」に基づく法令改正への対応

- 3) 自主管理のためのガイダンスの作成

(3) 企業の自主管理に真に役立つ安全保障貿易情報及びそのあり方の検討と提言

(輸出管理のあり方専門委員会)

- 1) 自主管理に真に役立つ安全保障貿易管理情報及びそのあり方の検討

(4) 海外法制度・運用の調査、比較分析、および国際交流の推進

(国際関係専門委員会)

- 1) 海外主要輸出関連機関との交流・意見交換の継続・促進

- 2) 欧米及びアジアの産業団体・企業との交流・意見交換の継続、協力関係の深化

- 3) 欧米及びアジア主要国の輸出管理法制度の動向調査及び運用実態の調査継続

- 4) 輸出管理制度の国際ハーモナイゼーションの調査・分析及び同活動を通じた国際ハーモナイゼーションへの貢献

- 5) CISTEC 他委員会・分科会との連携強化とそれに基づく活動の効率化



(第2回総合部会 2025年3月6日)